

平成30年度

監査のあらまし

平成31年3月

福島県監査委員事務局

目 次

1	監査委員制度	1
2	監査等の種類と根拠法令	2
3	主な監査等の内容と実施状況	
	(1) 定期監査	3
	(2) 随時監査	3
	(3) 行政監査	3
	(4) 財政的援助等監査	4
	(5) 指定金融機関等の監査	4
	(6) 住民監査請求による監査	4
	(7) 出納検査	4
	(8) 決算審査	5
	(9) 基金運用状況審査	5
	(10) 健全化判断比率審査	5
	(11) 資金不足比率審査	5
	● 監査事務の流れ	6
	● 監査等の実施期間	7
4	監査結果等の概要	
	(1) 定期監査	
	ア 普通会計	8
	イ 企業会計	11
	ウ 重点検証事項と検証結果	12
	エ 技術監査（建築工事）	14
	(2) 財政的援助等監査	14
5	行政監査（課題監査）結果等の概要	16
6	住民監査請求の状況	18

1 監査委員制度

監査は、県の行財政が公正で効率的に運営されているどうかをチェックすることです。

監査委員は、地方自治法の規定により知事から独立した執行機関です。個々の監査委員が、単独で職務権限を行使できることから、「独任制」の執行機関といわれます。

*福島県の監査委員4名（県議会の同意を得て知事によって選任）

県議会議員から選任される委員2名（非常勤）

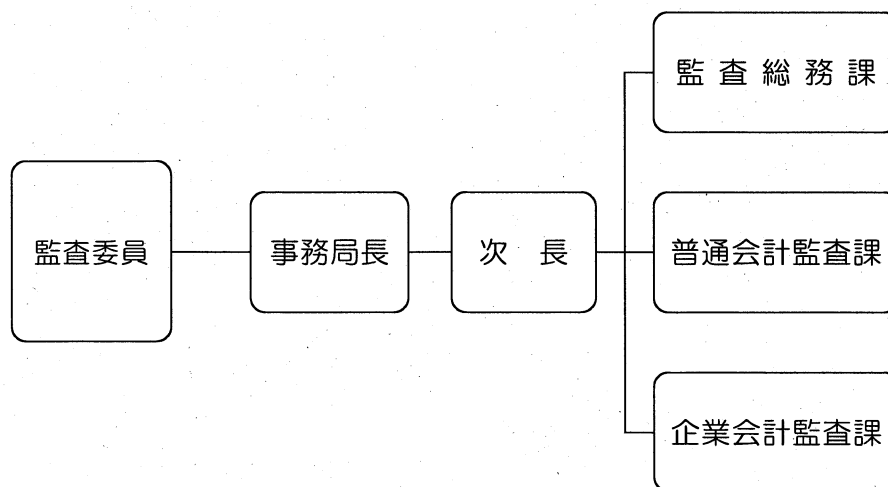
識見を有する者から選任される委員2名（常勤、非常勤）

●福島県監査委員（平成31年3月31日現在）

区 分	氏 名	就任年月日	任 期
議員選任委員 (非常勤)	ながお ともこ 長尾 トモ子	平成29年10月31日	議員の任期
議員選任委員 (非常勤)	ふる いち みつ ひさ 古市 三久	平成29年10月31日	議員の任期
識見委員 (代表監査委員、常勤)	みま たけ ちよ 美馬 武千代	平成28年 4月 1日 (再 任)	4 年
識見委員 (非常勤)	かんげ そういちろう 菅家 惣一郎	平成28年 7月 6日	4 年

●監査委員事務局

監査委員の補助機関として監査委員事務局が設置され、組織体制は以下のとおりとなっています。



2 監査等の種類と根拠法令

区 分			法 令 根 拠 条 文	
監査	一般監査	財務監査	定期監査	地方自治法第199条第1項、第4項
			随時監査	地方自治法第199条第1項、第5項
		行政監査		地方自治法第199条第2項
		財政的援助等監査		地方自治法第199条第7項
		指定金融機関等の監査		地方自治法第235条の2第2項 地方公営企業法第27条の2第1項
	特別監査	直接請求に係る監査		地方自治法第75条
		県議会の要求による監査		地方自治法第98条第2項
		長の要求による監査		地方自治法第199条第6項
		住民監査請求による監査		地方自治法第242条
		職員の賠償責任に関する監査		地方自治法第243条の2第3項 地方公営企業法第34条
検 査	出 納 検 査		地方自治法第235条の2第1項	
審 査	決 算 審 査		地方自治法第233条第2項 地方公営企業法第30条第2項	
	基金運用状況審査		地方自治法第241条第5項	
	健全化判断比率審査		地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項	
	資金不足比率審査		地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項	

参 考

※外部監査制度

外部監査制度は、知事が外部の専門的知識を有する第三者（弁護士、公認会計士、税理士など）と契約を結び監査を受ける制度であり、監査制度の一層の充実を図ることを目的に平成11年4月から実施されており、包括外部監査と個別外部監査があります。

（事務は知事部局の総務部職員研修課が担当しています。）

○包括外部監査

包括外部監査は、外部監査人が財務監査の範囲から監査テーマを自ら選定し、年1回以上監査を行うものです。

○個別外部監査

監査委員が行う要求・請求に関する監査（上記の特別監査）について、個別外部監査の請求があった場合に、外部監査人が監査委員に代わって監査を行うものです。

3 主な監査等の内容と実施状況

(1) 定期監査

県の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的かどうか、また、県が経営する事業の管理が合理的かつ能率的かどうかを主眼として毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて実施する監査です。

●平成30年度定期監査の監査対象会計年度と実施時期及び実施機関数一覧

監査対象 会計年度	監査実施時期	実施機関数			備 考
		本庁	公 所	計	
平成28年度	平成30年4月～6月		6	6	普通会計 6
平成29年度	平成30年4月～ 平成31年3月	55	132	187	普通会計 179 企業会計 8
平成30年度	平成30年10月～ 平成31年3月		61	61	普通会計 61

(2) 随時監査

監査委員が定期監査以外に必要なと認めるとき、随時に行う監査です。

平成30年度は実施していません。

(3) 行政監査

財務に関する事務の執行及び県が経営する事業の管理に関する監査以外に、監査委員が必要があると認めた県の事務の執行について、合规性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から次のような視点に立って実施される監査です。

- ①法令等に従って適正に行われているか。
- ②県民の福祉の増進に寄与し最少の経費で最大の効果をあげているか。
- ③組織及び運営の合理化に努め、規模の適正化が図られているか。

監査の方法は、毎年課題を設けて行う課題監査と、定期監査時に併せて行う一般監査とに区分されますが、本県では課題監査方式で実施しています。

平成30年度の行政監査は、「県有一般利用施設の維持管理について」をテーマとして県26機関（施設機関14、本庁所管課10、施策所管課2）及び8関係人（指定管理者等）に対し、課題監査を実施しました。

(4) 財政的援助等監査

県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの、4分の1以上出資しているもの、借入金の元金又は利子の支払保証をしているものの出納、その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものに対する監査及び県が公の施設の管理を行わせているものなどに対する監査です。

当該財政的援助等に関する資金の出納状況や事業の運営等が適正かつ効率的かどうかを主眼として実施しています。

●平成30年度財政的援助等団体監査の実施状況

平成29会計年度対象	実施機関類別と実施数				
	公立大学	出資団体	補助等団体	指定管理	合計
平成30年9月～平成31年1月	2	18	14	0	34

(5) 指定金融機関等の監査

福島県指定金融機関等の公金の収納、支払等の事務処理が、法令の規定及び指定契約の約定のとおり行われているかどうかを主眼として、必要があると認めるときに実施します。

平成30年度は実施していません。

(6) 住民監査請求による監査

県民が、県の執行機関又は職員について、違法又は不当な財務会計上の行為があると認めるとき、これを証する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を請求できる制度です。

平成30年度は住民監査請求による監査はありませんでした。

(7) 出納検査

出納検査は、県の現金の出納について毎月例日を定めて監査委員がこれを検査するもので、例月出納検査といわれます。本県では、原則として毎月25日に例月出納検査を実施しています。

例月出納検査は、会計管理者、公営企業管理者等から提出された検査資料について、毎月の計数を確認するとともに、県の財政収支の動態を、主として計数面から把握するものです。

(8) 決算審査

知事からの審査依頼により、毎会計年度、決算及びその証書類その他政令で定める書類を審査するものです。

監査委員は、決算書その他の関係諸表に基づく計数を確認するとともに、予算が合理的かつ効率的に執行されたかどうかを主眼として決算審査を実施しています。

(9) 基金運用状況審査

知事からの審査依頼により、毎会計年度、基金の運用状況について審査するものです。

監査委員は、決算書その他の関係諸表に基づく計数を確認するとともに、基金の運用が適正に行われたかどうかを主眼として基金運用状況審査を実施しています。

(10) 健全化判断比率審査

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を確認して、健全化判断比率が適正に算定されているかを審査するものです。

(11) 資金不足比率審査

地方公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書その他の関係書類に基づいてその計数を確認するとともに、資金不足比率が適正であるかどうかを審査するものです。

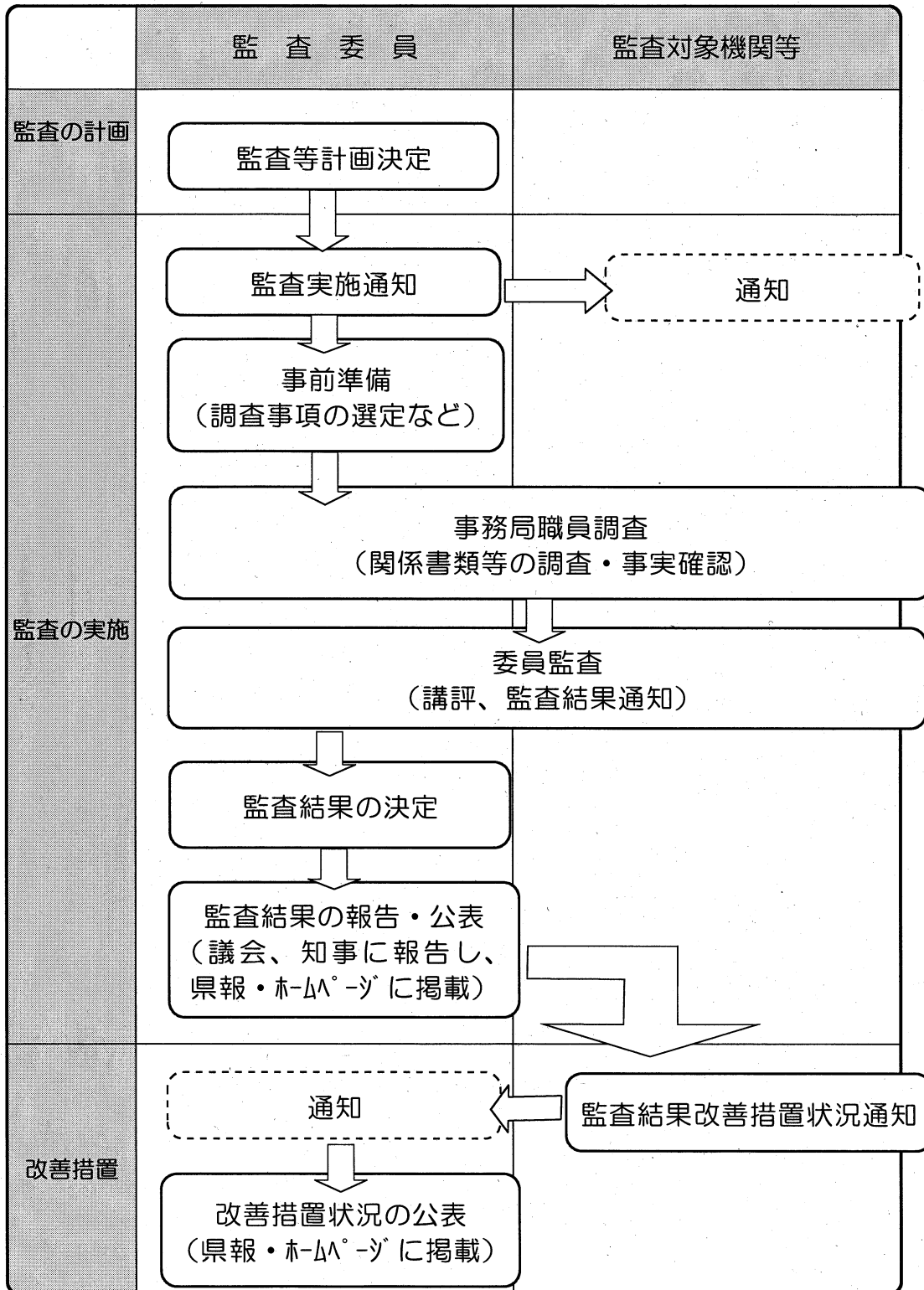
●平成30年度の各審査の実施状況

審査に付された決算、指標など	審査請求日	意見書提出日
平成29年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査	平成30年7月30日	平成30年9月3日
平成29年度基金運用状況審査	平成30年7月30日	平成30年9月3日
平成29年度福島県公営企業決算	平成30年7月30日	平成30年9月3日
平成29年度健全化判断比率審査及び資金不足比率審査	平成30年8月10日	平成30年9月3日

※決算審査の結果及び健全化判断比率等に対する審査の結果は、福島県監査委員事務局のホームページをご覧ください。

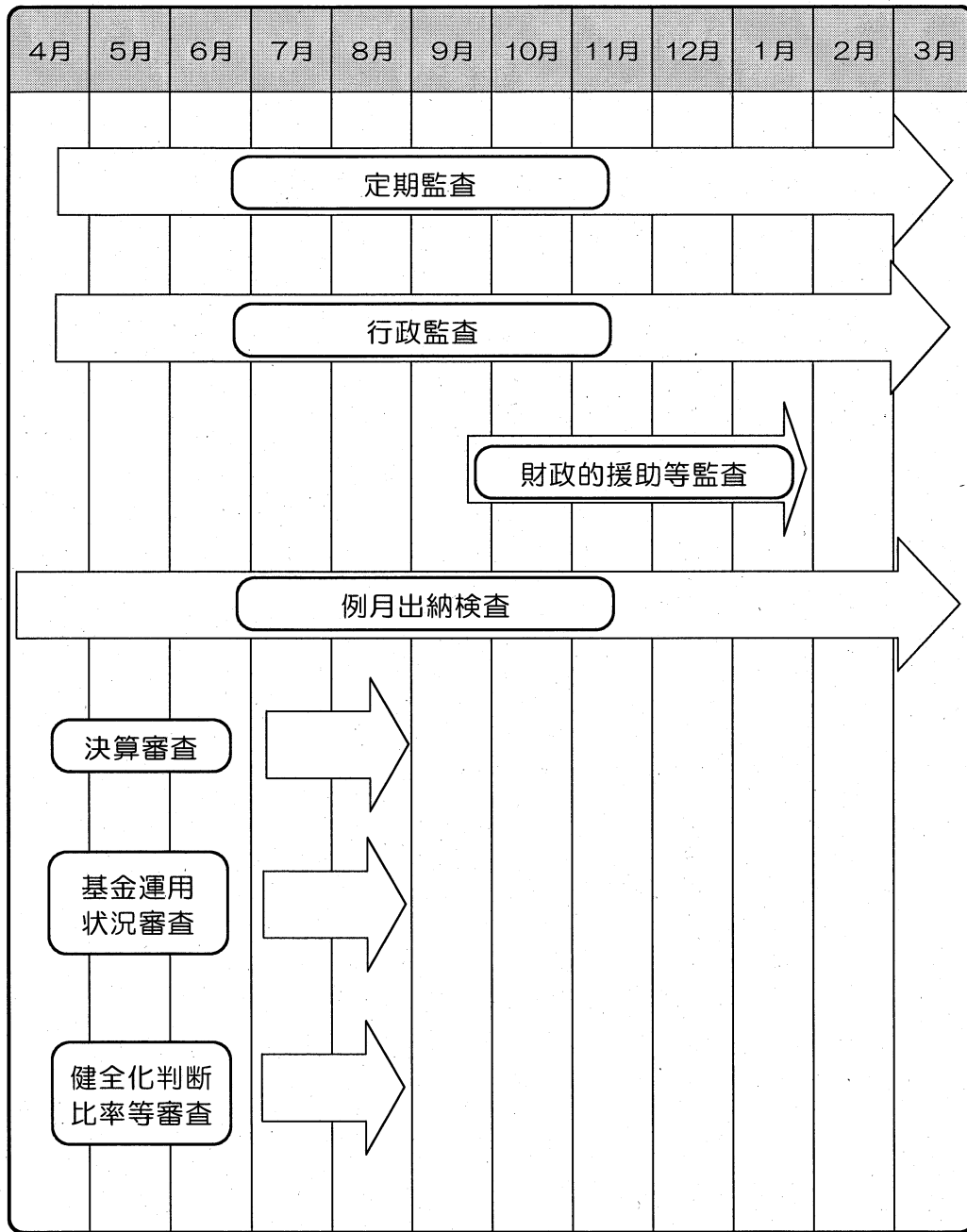
ホームページURL <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/63010a/>

●監査事務の流れ



※監査結果及び措置状況の内容は、福島県監査委員事務局のホームページをご覧ください。
 ホームページ URL <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/63010a/>

●監査等の実施期間



4 監査結果等の概要

監査は、合規性及び正確性の観点に加え、経済性（Economy）、効率性（Efficiency）及び有効性（Effectiveness）の観点（3E監査）から実施しています。

(1) 定期監査

ア 普通会計

(ア) 財務・経営

○事項別件数 （監査実施期間：平成30年4月19日～平成31年3月13日）

事 項	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
1 歳 入	32	17	22
ア 調定期が遅延しているもの	11	4	10
イ 過調定又は不足調定となっているもの	5	8	6
ウ 収入未済のもの又は収入の時期が遅延しているもの	6	1	3
エ その他収入事務が適切でないもの	10	4	3
2 歳 出	35	10	15
(1) 支出負担行為が遅延しているもの		1	
(2) 支出事務について			
ア 過払又は不足払となっているもの		1	2
イ その他支出事務が適切でないもの	15	3	7
(3) 契約事務について			
ア 委託料などの積算が適切でないもの			
イ 契約の時期が遅延しているもの		1	
ウ 履行の確認が適切でないもの	1		
エ その他契約事務が適切でないもの	9	4	1
(4) 補助事業について			
ア 事業計画の審査又は実績確認が適切でないもの	2		2
イ 補助事業者等に対する指導が適切でないもの			
ウ その他補助事業事務が適切でないもの	3		2
(5) 工事の設計積算又は施工管理が適切でないもの			
(6) その他	5		1
3 財 産	5	5	11
(1) 財産管理事務が適切でないもの	2	5	7
(2) 物品の管理が適切でないもの	3		4
4 その他	12	3	14
合 計	84	35	62

○ 3E（経済性、効率性及び有効性）区分別整理表

3E（経済性、効率性及び有効性）を整理した件数は、次表のとおりです。

区分	事項	指摘内容等	件数
経済性	歳出	前渡資金の精算漏れ等	2
	歳出	予定価格設定の誤り	1
	歳出	必要以上に概算払い	1
計			4
効率性	歳出	3か月以上支払時期が遅延	10
	事務	事務事業の執行が計画的・効率的でない	1
計			11
有効性	事務	決定権限のない者による制度設定	1
	事務	委託契約関係書類の所在不明	1
	歳出	虚偽の提出書類により補助金交付	1
	歳出	補助対象経費の範囲を越えた執行	1
	歳出	補助金交付決定に時期遅延等	2
	事務	売払代金の早期支払いが可能となる関係規程の検討	1
計			7
合計			22

注：「指摘基準別件数」を3E区分により分類しているため、該当しない指摘等もあります。

(4) 技術（建築工事等）

○事項別件数（監査実施期間：平成30年5月11日～平成31年1月31日）

事項	平成30年度	平成29年度	平成28年度
2 歳出関係	0	0	4
(5) 工事の設計積算又は施工管理が適切でないもの	0	0	4
合計	0	0	4

注：本表の事項は、前ページの表の事項に基づくものです。

(9) 随時監査

平成24会計年度以降、対象監査はありません。

主な指摘事項

○歳出

<概要>

間接補助事業者に交付された県補助金において、事業計画及び実績報告書に記載された事実が虚偽であったにもかかわらず、補助金を交付している。

<改善状況報告の内容>

間接補助事業者に対する指導及び実績確認の徹底を文書により周知するとともに、必要に応じて現地調査等を実施するよう指導を徹底し、実際に現地調査等を実施しているかの確認する。

○その他（執行体制）

<概要>

昨年度の定期監査において、著しく不適正な処理により指摘事項とされた支出事務において、同様の事案が発生しその対応にも適正を欠いている。

- 1 収入印紙の購入に当たって、平成29年度に7件、75,900円について決裁を受けず発注し、年度内に支払手続を行っていない。
- 2 平成30年度に上記収入印紙代金の未払いが判明した後、平成30年度分として支払いし、その整合を取るため、実態とは異なる出納簿を作成していた。
- 3 平成28年度に購入した書籍1件5,584円について、支払手続を行っていない。

<改善状況報告の内容>

収入印紙については、事務処理の経過が分かるように整理した経過報告書を作成して事実の経過を残す。また、未払いの書籍代については、速やかに支払処理を行った。

各担当者で決裁権者等の間で業務の進行状況を相互に確認するとともに、複数職員での実効性のあるチェック体制を強化する。

○その他（執行体制）

<概要>

平成30年度自動車税定期課税に係る納税通知書の発送事務において、200通の発送漏れが発生している。

<改善状況報告の内容>

発送事務においては、一連の作業工程、役割分担を明確化するとともに、作業工程ごとの複数職員によるチェック及び責任者による進行管理を図る。

○その他（事務）

<概要>

- 1 平成23年度から平成29年度までの県営住宅使用料の算定を誤り、144実世帯、1,060,256円を過大に徴収していた。
- 2 平成29年度復興公営住宅使用料の算定を誤り、68実世帯、247,800円を過少徴収していた。

<改善状況報告の内容>

対象者に謝罪し、過大徴収分を全額返還するとともに、徴収不足の家賃全額を追加徴収した。また、退去者については移転先等を調査し返還を進める。

住宅使用料の算定に当たっては、複数チェックの徹底を図る。

イ 企業会計

(7) 企業局

○事項別件数（監査実施期間：平成30年6月7日～平成30年7月31日）

事 項	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
1 収益関係			
(1) 調定期期又は収入時期が遅延しているもの	0	0	1
(3) その他収入事務手続が適切でないもの	0	2	0
2 費用関係	0	0	0
3 契約関係	0	0	0
4 資産・負債・資本関係	0	0	0
5 その他	0	1	0
合 計	0	3	1

○工業用水道事業及び地域開発事業について、平成30年度中の定期監査の結果、指摘・指導・検討事項等は認められませんでした。

(1) 病院局

○事項別件数（監査実施期間：平成30年5月22日～平成30年7月31日）

事 項	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
1 収益関係	0	0	0
2 費用関係			
(1) 費用の計上が過計上又は不足計上となっているもの	1	0	0
(2) その他支払事務手続が適切でないもの	1	0	0
3 契約関係	0	0	0
4 資産・負債・資本関係			
(1) 固定資産（負債）の管理が適切でないもの	0	0	1
(2) たな卸資産の管理が適切でないもの	0	0	1
5 その他	0	1	0
合 計	2	1	2

○3E（経済性、効率性及び有効性）区分別件数 0件

注「事項別件数」のH30年度の指摘・指導事項は3E区分に該当しませんでした。

指摘・指導事項の内容

○費用関係（費用の計上が過計上又は不足計上となっているもの）

〈概 要〉

矢吹病院において病気休暇を取得した職員2名の勤勉手当に過払い及び不足払いが生じている。

〈改善状況報告の内容〉

勤勉手当の支給に当たっては、給与マスター基本通知書と病休願、職務復帰願との突合・確認を作成時と提出時に担当者・管理職が再度実施する等、チェックを徹底し再発防止に努める。

○費用関係（その他支払事務手続が適切でないもの）

〈概要〉

矢吹病院において源泉所得税の納付が遅れ、不納付加算税が課されている。

〈改善状況報告の内容〉

源泉所得税の納付事務を報償費・賃金の支出と同日に処理することで事務遅延の防止とチェックを容易にするとともに、毎月10日の支出確認の都度、所得税納付の支出が含まれていることを再度チェックし、適正な事務処理に努める。

ウ 重点検証事項と検証結果

定期監査（普通会計・企業会計）に当たっては、県の各機関が直面している時々の情勢などを踏まえ、特に慎重かつ詳細な検証を要すると考えられるテーマを毎年監査の重点検証項目に設定し、通常監査に併せて実施することで、監査の実効性を高めています。

平成30年度の普通会計、企業会計の重点事項と検証内容は以下の通りです。

(ア) 普通会計

1 テーマ	補助金の執行について
2 検証の趣旨	補助金は、公益性のある事業に対し補助することにより、行政施策の遂行を補完する手段であり、復興・再生を目指す本県にとって重要な役割を担っているが、震災以降、予算規模が拡大し、補助事業の種類や内容は多様化している。 このため、各執行機関において規程の整備や成果確認等の事務手続が適切であるかについて検証を行った。
3 調査対象機関	平成30年度の定期監査実施対象機関のうち、補助金を執行している機関 計 64機関（本庁33、公所31）
4 主な検証事項及び検証状況	(1) 成果確認等について規程等は適切に定められているか。 ア 成果確認方法及び点検表は、要綱等に定められている。 イ 現地調査及び仕入先調査は、施設設備等の補助事業で具体的なルールが定められている。 (2) 補助事業者への指導監督は適切に行われているか。 ア 文書通知やホームページへの掲載等による内容周知、法令遵守の教示の指導がなされている。 イ 事業進捗や事業遅延の適切な把握と指導監督がなされている。 (3) 成果確認は適切に行われているか（個別補助先の確認）。 ア 適切な成果確認に努めていたが、一部の事業で不十分な審査・確認により補助金交付したものがあった。 イ 管理監督者を含めた複数の職員によるチェック体制がなされている。

5 検証結果	<p>事業実績の成果確認においては要綱等に基づく具体的な定めにより実施されており、補助事業者への指導監督においては事業内容の周知や法令遵守の教示に取り組むなどおおむね適切に行われていた。</p> <p>今後も、成果確認等に当たっては、書類審査に加え可能な限り現地調査を行うなどの事実確認の充実に取り組むことが必要である。</p>
--------	--

(イ) 企業会計(工業用水道事業会計、地域開発事業会計)

1 テーマ	固定資産の管理等について
2 対象機関等	<p>対象機関：企業局本庁、企業局いわき事業所</p> <p>対象事業：5工業用水道事業（磐城、勿来、小名浜、好間、相馬） 地域開発事業</p>
3 主な検証事項	<p>(1) 工業用水道：固定資産の維持管理に必要な工事の実施など。</p> <p>(2) 地域開発：分譲資産の把握と管理、分譲促進への取組など。</p>
4 検証確認事項等	<p>(1) 一部の建設改良工事や維持補修工事で、実施の遅れ等が認められたが、固定資産の維持管理に必要な工事については、概ね計画的に施工されている。</p> <p>(2) 分譲地の新規造成に伴う資産の計上や草刈などの維持管理が適正に行われている。</p> <p>分譲促進に向けたPR活動や企業訪問などの活動にも努力している。</p>
5 検証結果	概ね適正と認められたが、一部改善を要する事項については、是正を求めると共に、次回の監査においてその取組状況を検証する。

(ロ) 企業会計(県立病院事業会計)

1 テーマ	固定資産の管理・活用状況について
2 対象機関等	<p>対象機関：病院局本局、5県立病院(矢吹病院、南会津病院、宮下病院、大野病院、ふたば復興診療所)</p> <p>対象事業：県立病院事業</p>
3 主な検証事項	<p>(1) 固定資産台帳の整備状況など</p> <p>(2) 固定資産の定期点検や有効活用など</p>
4 検証確認事項等	<p>(1) 一部の固定資産台帳において記載誤りが見受けられたもののおおむね適正に整備されている。</p> <p>(2) 医療機器をリストアップし、点検計画策定するなど、計画的に行われている。</p> <p>また、病院敷地や主要な医療機器は有効活用されている。</p>
5 検証結果	概ね適正と認められたが、一部改善を要する事項については、是正を求めるとともに、次回の監査においてその取組状況を検証する。

工 技術監査(建築工事)

発注前及び施工中の建築工事や建築設計を対象とする技術監査の実施状況は以下のとおりです。

工事名	工事概要	監査結果
郡山北警察所本宮分庁舎耐震改修工事	庁舎の耐震改修（耐震壁等設置）及び長寿命化改修工事	おおむね適正
農業総合センター農業短期大学校体育館屋根改修3001工事	農業総合センター短期大学校体育館屋根改修（カバー工法）工事	おおむね適正
錦町職員公舎1号棟外壁改修工事	職員公舎（会津若松市）の外断熱化及び外壁補修工事	おおむね適正
喜多方合同庁舎車庫B耐震改修工事	除雪車車庫の耐震改修工事（鉄骨材による補強）	おおむね適正
都市公園（交付(防災)）工事	東ヶ丘公園（南相馬市）管理棟ほかの木造建築（新築）工事	おおむね適正
南会津合同庁舎昇降機改修工事設計委託	庁舎の油圧式エレベーターをロープ式及び法基準適合化改修の設計委託	おおむね適正
いわき中央警察署大平警察官待機宿舎耐震改修基本計画・実施設計委託	警察官待機宿舎の耐震改修工法検討と改修設計委託	おおむね適正

(2) 財政的援助等監査

○事項別件数（監査実施期間：平成30年9月21日～平成31年1月31日）

事 項	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
1 事務（事業執行に適切でないものがある）	0	0	3
2 収入（収益）関係	0	0	0
3 支出（費用）関係			
(1) 支出の計上が過計上又は不足計上となっているもの	0	1	0
4 補助・契約関係			
(1) 補助申請等の事務手続が適切でないもの	0	2	0
(2) 委託契約等の事務手続が適切でないもの	2	0	0
5 財産関係			
(1) 固定、たな卸資産の管理が適切でないもの	2	0	1
(3) その他財産の管理が適切でないもの	0	1	0
6 その他	0	0	0
合 計	4	4	4

主な指導事項

○補助・契約関係（委託契約等の事務手続きが適切でないもの）

〈概要〉

受託事業の精算手続において、受託団体は消費税の免税事業者であるにも関わらず、消費税相当額を精算書に計上している。

〈改善状況報告の内容〉

委託料と補助金の区別ができていなかったために、補助金の仕入れ控除のフローチャートによって簡易課税方式で申告し、返還額0円としていたことから、受託にかかる消費税を計上してしまったものであり、今後、免税業者となった場合は、事前に県に報告をし、消費税及び地方消費税額を含まない委託料の額で、委託契約を結ぶこととする。

〈指導の効果〉

平成28年度及び平成29年度の委託契約において過大に委託料を受領していることが判明し、約138万円が県に返還されることとなった。

○財産関係（固定、たな卸資産の管理が適切でないもの）

〈概要〉

新規取得資産について固定資産に相当する額及びその財源としての県補助金受入額を貸借対照表上に計上すべきところ、誤って正味財産増減計算書に計上していたほか、県からの現物出資を受けた既存資産について、貸借対照表上、資産の部においては基本財産又は特定資産に、正味財産の部においては指定正味財産に計上すべきところ、誤ってその他固定資産及び一般正味財産に計上している。

〈改善状況報告の内容〉

担当職員の知識不足により会計帳簿の整理や財務諸表作成に適正を欠くこととなったものであり、年度内に誤った勘定科目に係る修正仕訳を行うとともに、今後、公益法人会計に係る各種規定の確認を通して担当職員の知識を高め、会計帳簿の整理、財務諸表の作成に当たっては、公認会計士・税理士に相談できる体制を構築し、関係規定に基づき適正に行うこととする。

5 行政監査(課題監査)結果等の概要

行政監査は、特定の事務や事業について、毎年、特定のテーマを決めて実施している監査です。

平成30年度は、「県有一般利用施設の維持管理について」をテーマとして実施しました。

詳細は、監査委員事務局のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/63010a/teikikansa-igai.html>

1 テーマ

「県有一般利用施設の維持管理について」

2 目的

県有施設においては、経年劣化や社会的な要因による需要の変化が進み、それに対応する修繕等の維持管理が課題となっている。

特に、県立図書館等の不特定多数の県民等が利用する県有施設（以下「県有一般利用施設」という。）においては、老朽化対策とともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や観光等により増加が見込まれる外国人を含め、さまざまな利用者の利便性に配慮した機能の改善が求められている。

このため、県有一般利用施設において、施設の老朽化や利用者の多様なニーズに対応する対策が適切に実施されているかを監査し、安全で快適な施設利用に資する。

3 対象機関等

不特定多数の県民等が利用する県有施設から15施設を対象施設に選定し、その所管等の県本庁・出先26機関を対象機関とした（施設機関14、本庁所管課10、施策所管課2）。また、対象施設の指定管理者及び管理委託者8法人を関係人として調査した。

4 主な着眼点

- (1)建物の定期点検が適切に実施され、その結果が蓄積されているか。
- (2)建物の修繕が効果的に実施されているか。
- (3)様々な利用者に配慮した機能が整備されているか。
- (4)個別施設計画の策定がその目的の達成に向け計画的に進められているか。

5 監査委員意見

建物の定期点検の実施や様々な利用者に配慮した機能の整備等において十分でない点が見られるが、優先度の高い修繕工事を選定し、建物の修繕が効果的に実施されていると認められる。

また、個別施設計画については、その目的の達成に向け、目標や計画期間の年度別実施計画を明確に設定し、施設の老朽化や利用者の多様なニーズをよりの確に反映する計画として策定し、進行管理していくことが望まれる。

6 個別に検討改善を要する点

- (1)建物の法定点検について、3年以内に1回実施していない、又は有資格者が実施していない施設が見られたので、建築基準法等に基づき適切に実施されたい。
- (2)建物の日常点検又は劣化度点検について、実施していない施設、又は実施回数が少

ない施設が見られたので、点検マニュアルに沿って実施されたい。

- (3)点検結果等の蓄積について、建物劣化状況表等を整備していない施設、法定点検又は劣化度点検の結果を保管していない施設に係る県機関が見られたので、点検マニュアル等に沿って整備・保管されたい。
- (4)劣化度点検の実施方法について、点検マニュアルにおいて、劣化度点検チェックシートにより法定点検を上回る数のポイントを点検することが示されているが、個別施設計画の長期修繕計画表に直接反映される点検であることを考慮し、点検者である施設管理者・担当者が、効率的かつ的確に実施できるよう、法定点検結果を活用する方法など、更なる技術的助言等を検討されたい。
- (5)建物の修繕工事の選定において、法定点検等の定期点検結果の活用が十分でない点が見られたので、各施設管理者におけるその有効活用を促進するため、定期点検結果の分析による助言等について検討されたい。
- (6)やさしさマークについて、申請を行っておらず交付を受けていない建物がある施設が見られたので、やさしさマークの交付申請について検討されたい。
- (7)やさしさマークの交付を受けている全ての施設において、やさしさマーク交付時の整備基準に適合した設備等を把握しておらず、対象設備等全体に係る劣化・破損状況等の点検・確認を行っていないので、その点検・確認を行い、必要に応じて整備を図られたい。
- (8)公共施設等UD指針に沿った機能整備について、今回の監査で抽出した基本事項等の項目に限っても全てに適合する施設はなく、十分ではないことから、全ての施設においてユニバーサルデザイン2020行動計画を踏まえ、更なるユニバーサルデザイン化の充実に努められたい。
- (9)個別施設計画の策定に当たって必要な部局等の方針が未定となっている施設が見られるので、策定単位や策定主体（関係機関の事務分担）等の方針を早急に決定し、検討を進められたい。
- (10)個別施設計画として策定済みの福島県公園施設長寿命化計画では、目標に関する内容が明確でない。

また、今後策定する施設の個別施設計画では、ひな形である個別施設計画サンプル版に目標及び計画期間の年度別実施計画に関する記載がなく、個別施設計画サンプル版に沿って策定されると、それらが明確でないものとなる。

このため、今後の個別施設計画の改訂や策定において、目標や計画期間の年度別実施計画に関する記載について検討されたい。

6 住民監査請求の状況

平成30年度は2件の住民監査請求がありました。

2件の請求とも、地方自治法で定める住民監査請求の要件を備えていなかったために「却下（不受理）」となり監査は実施しませんでした。

《参考》住民監査請求

住民監査請求は、地方公共団体の住民が、当該団体の長等の職員について違法又は不当な「財務会計上の行為」があると認めるとき、これを証明する書類を添えて監査委員に対して監査を求め、損害等を補てんするために必要な措置を請求できる制度です。

監査請求 できるもの

- ① 公金の支出
- ② 財産の取得、管理、処分
- ③ 契約の締結、履行
- ④ 債務その他の義務の負担
- ⑤ 公金の賦課、徴収を怠る事実
- ⑥ 財産の管理を怠る事実

監査請求 できる期間

- ①～④については、原則、行為があった日から1年です。
- ⑤及び⑥については、請求期間の制限はありません。

監査請求 できる要件

〈形式要件〉

- ① 違法・不当な行為を行った者（県の執行機関又は職員）が分かる記載となっていること
- ② 請求人が福島県民であること
- ③ 違法・不当な事実を証明する書類が添付されていること
- ④ 請求期間内であること

〈内容要件〉

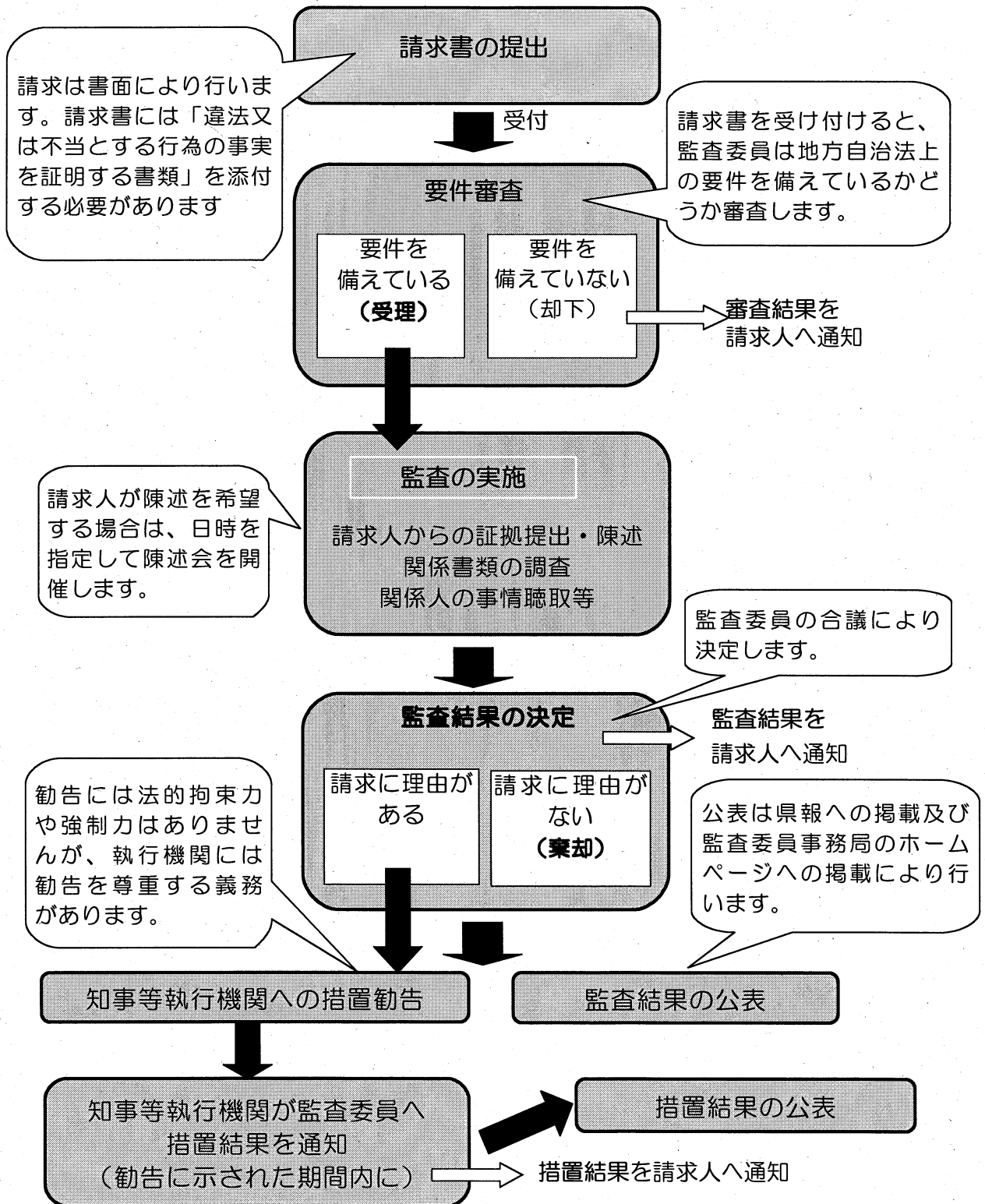
- ① 県の財務会計上の行為であること
- ② 違法・不当とする事実又は理由の記載があること
- ③ 行為の結果として損害又はそのおそれがあること
- ④ 措置要求内容の記載があること

監査結果

○監査結果は、請求があった日から60日以内に決定し公表しなければならないと定められています。

○監査結果に不服がある場合は、裁判所に対して「住民訴訟」を提起することができます。

■ 住民監査請求の主な流れ



課名及び業務内容

- | | |
|------------------|---|
| 【監査総務課】 | <ul style="list-style-type: none">・ 事務局内の庶務、人事、予算及び経理に関すること。・ 請求監査及び要求監査に関すること。・ 職員の賠償責任に係る監査に関すること。・ 監査、検査及び審査(以下「監査等」という。)の実施についての基本方針及び計画に関すること。・ 監査等の結果の報告及び公表並びに意見の提出に関すること。 |
| 【普通会計監査課】 | <ul style="list-style-type: none">・ 普通会計に係る定期監査及び随時監査の総括並びに決算審査に関すること。・ 健全化判断比率の審査に関すること。・ 普通会計に係る例月出納検査に関すること。・ 基金の運用状況の審査に関すること。・ 指定金融機関の監査に関すること。・ 技術監査に関すること。 |
| 【企業会計監査課】 | <ul style="list-style-type: none">・ 企業会計に係る定期監査及び随時監査の総括並びに決算審査に関すること。・ 資金不足比率の審査に関すること。・ 財政的援助等に係る監査に関すること。・ 行政監査に関すること。・ 企業会計に係る例月出納検査に関すること。・ 出納取扱金融機関の監査に関すること。 |

平成30年度 監査のあらまし

平成31年3月発行

編集・発行 福島県監査委員事務局

〒960-8681

福島市杉妻町2番16号

福島県庁内郵便局私書箱第24号

TEL(024)521-7585

FAX(024)521-7966

福島県ホームページ

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/>

(トップページ>組織でさがす>監査委員事務局)

